定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月二十七日

仙台市青葉区八幡六丁目一〇番五号

株式会社庄倉工業所

代表取締役　庄子　正勝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月二十七日

東京都千代田区岩本町三丁目五番五号

株式会社スミハツ

代表取締役　河久保光茂

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月二十七日

東京都世田谷区砧五丁目八番二八号

株式会社タカツメディアサービス

代表取締役　桑原　章一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月二十七日

長野県長野市七瀬中町二七六番地

株式会社まちづくり長野

代表取締役　加藤　久雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月二十七日

神戸市長田区大橋町一丁目一番八号

株式会社キョーレ

代表取締役　須賀　環

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年八月一日です。

平成二十五年六月二十七日

神戸市長田区大橋町一丁目一番八号

株式会社キョーレ

代表取締役　須賀　環

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月二十七日

兵庫県西宮市用海町四番五七号

日本盛株式会社

取締役社長　森本　直樹

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月二十七日

神戸市長田区大橋町一丁目一番八号

株式会社キョーレ

代表取締役　須賀　環

限定承認公告

本籍東京都墨田区菊川三丁目五番地一六、最後の住所千葉県若葉区千城台西三丁目一二番四棟四〇四号　被相続人　亡　石山　泰則

右被相続人は平成二十五年三月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

東京都中央区日本橋人形町一丁目六番二号

安井ビル五階　東京新生法律事務所

限定承認者石山和子

代理人弁護士　小森　貴之

限定承認公告

本籍東京都足立区竹の塚三丁目一九番、最後の住所東京都足立区竹の塚三丁目一九番五―五〇四号　被相続人　亡　畠山　宣彦

右被相続人は平成二十五年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

東京都足立区竹の塚三丁目一九番五―五〇四号

相続財産管理人　畠山　君子

限定承認公告

本籍石川県金沢市諸江町中丁一六二番地、最後の住所石川県金沢市神田一丁目一一番二号三〇一号室　被相続人　亡　中谷　寛

右被相続人は平成二十五年三月八日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十九日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

石川県金沢市昌永町一〇番二八号フォーブル浅野川二〇一号

相続財産管理人　小林　泰子

限定承認公告

本籍広島県福山市引野町三丁目三二九番地、最後の住所兵庫県尼崎市食満二丁目一一番二二―六〇七号　被相続人　亡　岩﨑　洋

右被相続人は平成二十四年十月二日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十一日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

広島県福山市引野町三丁目二七番二一号

相続財産管理人　岩﨑　敬正

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億四千七十五万九千七百十八円減少し、金二百三十九億八千二百五十七万四千二百五十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/s03095_11.pdf

平成二十五年六月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　本郷　雅和

訂正公告

平成二十五年六月二十六日（号外第一三六号）掲載の第五十一期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年六月二十七日

福岡県糟屋郡久山町大字久原字野添三七七六番地の一四　一品香食品株式会社

代表取締役　笠谷　圭児

取消公告

平成二十五年六月二十四日（号外第一三三号）掲載の第六十九期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十五年六月二十七日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号

日本証券代行株式会社

代表取締役　千田　正

取消公告

平成二十五年六月十三日（号外第一二三号）掲載の出品預証書紛失に伴う証書の無効公告は取消します。

平成二十五年六月二十七日

独立行政法人国立文化財機構

京都国立博物館

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年三月二十九日（号外第六十七号）目次欄中（原稿誤り）				
三	四	終りから三	公表	公示
平成二十四年十一月二十二日掲載の福井家庭裁判所敦賀支部に係る平成二十四年（家）第四三号失踪に関する届出の催告中（原稿誤り）				
〃	一五	四	一～二最後の住所東京都板橋区徳丸6丁目43番3	最後の住所東京都板橋区徳丸6丁目43番5号　昭和7年1月7日生
〃	一五	四	昭和7年1月7日生	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十七日付第一三七号
●五月十五日付衆会第二三一九号二四ページ
●同日付政府調達第一一九号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）